

|    | 事業場外労働  | 専門業務型裁量労働制  | 企画業務型裁量労働制  | 高度プロフェッショナル制度  |
|----|---|---|---|--|
| 要件 | 労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いとき  | <p>労使協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、労働者を対象業務に就かせたとき</p> <p>(1)対象業務<br/>(2)対象業務に従事する労働者の労働時間として算定される時間<br/>(3)対象業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し、当該対象業務に従事する労働者に対し使用者が具体的な指示をしないこと<br/>(4)対象業務に従事する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置を労使協定で定めるところにより使用者が講ずること<br/>(5)対象業務に従事する労働者からの苦情の処理に関する措置を労使協定で定めるところにより使用者が講ずること<br/>(6)対象業務に就かせたときは(2)に掲げる時間労働したものとみなすことについて当該労働者の同意を得なければならないこと及び当該同意をしなかつた当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと<br/>(7)(6)の同意の撤回に関する手続<br/>(8)労使協定(労働協約による場合を除く)の有効期間の定め(3年以内とすることが望ましい)<br/>(9)次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を(8)の有効期間中及び当該有効期間の満了後3年間保存すること<br/>①対象業務に従事する労働者の労働時間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況<br/>②対象業務に従事する労働者からの苦情の処理に関する措置の実施状況<br/>③(6)の同意及びその撤回</p> | <p>労使委員会が5分の4以上の多数による議決により次に掲げる事項に関する決議をし、かつ、使用者が当該決議を行政官庁に届け出た場合において、労働者を対象業務に就かせたとき</p> <p>(1)対象業務<br/>(2)対象業務に従事する労働者の範囲<br/>(3)対象業務に従事する労働者の労働時間として算定される時間<br/>(4)対象業務に従事する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること<br/>(5)対象業務に従事する労働者からの苦情の処理に関する措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること<br/>(6)対象業務に就かせたときは(3)に掲げる時間労働したものとみなすことについて当該労働者の同意を得なければならないこと及び当該同意をしなかつた当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと<br/>(7)(6)の同意の撤回に関する手続<br/>(8)対象労働者に適用される評価制度及びこれに対応する賃金制度を変更する場合は、労使委員会に対し、当該変更の内容について説明を行うこと<br/>(9)決議の有効期間の定め(3年以内とすることが望ましい)<br/>(10)次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を(9)の有効期間中及び当該有効期間の満了後3年間保存すること<br/>①対象業務に従事する労働者の労働時間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況<br/>②対象業務に従事する労働者からの苦情の処理に関する措置の実施状況<br/>③(6)の同意及びその撤回</p>   | <p>労使委員会が5分の4以上の多数による議決により次に掲げる事項に関する決議をし、かつ、使用者が当該決議を行政官庁に届け出た場合において、対象労働者であつて書面等によりその同意を得たものを当該事業場における対象業務に就かせたとき</p> <p>(1)対象業務<br/>(2)対象業務に従事する労働者の範囲<br/>(3)健康管理時間を把握する措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること<br/>(4)対象業務に従事する対象労働者に対し、1年間を通じ104日以上、かつ、4週間に通じ4日以上の休日を当該決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が与えること<br/>(5)対象業務に従事する対象労働者に対し、次のいずれかの措置を当該決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が講ずること<br/>①インターバル措置 ②健康管理時間の上限措置<br/>③連続休日確保措置 ④臨時の健康診断措置<br/>(6)対象業務に従事する対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置であつて、対象労働者に対する有給休暇(年次有給休暇を除く)の付与、健康診断の実施その他の厚生労働省令で定める措置のうち当該決議で定めるものを使用者が講ずること<br/>(7)対象労働者の同意の撤回に関する手続<br/>(8)対象業務に従事する対象労働者からの苦情の処理に関する措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること<br/>(9)同意をしなかつた対象労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと<br/>(10)その他厚生労働省令で定める事項</p> |
| 効果 | 所定労働時間労働したものとみなす<br><br>(例外)<br>当該業務を遂行するためには、通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす(労使協定があるときは、労使協定で定める時間)を当該業務の遂行に通常必要とされる時間とされる  | 労使協定で定める時間(対象業務に従事する労働者の労働時間として算定される時間)労働したものとみなす   | 労使委員会の決議で定める時間(対象業務に従事する労働者の労働時間として算定される時間)労働したものとみなす   | 労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は、対象労働者については適用しない<br><br>(例外)<br>・(3)(4)(5)に規定する措置のいずれかを使用者が講じていない場合はこの限りでない<br>・年少者(満18才に満ない者)については適用されない  |
| 届出 | △<br>(労使協定で定める時間が法定労働時間以下である場合は届出不要)  | ○<br>(労使協定)   | ○<br>(労使委員会の決議)   | ○<br>(労使委員会の決議)  |
| 備考 | <p>労使協定で定めができるのは、事業場外で従事した業務の時間であつて、事業場内で業務に従事した時間を含めて協定することはできない</p> <p>対象業務とは<br/>業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に關し使用者が具体的な指示をすることが困難なものとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせることとする業務</p> <p>厚生労働省令で定める業務<br/>(1)新商品・新技術の研究開発又は人文科学・自然科学に関する研究の業務<br/>(2)情報処理システムの分析又は設計の業務<br/>(3)新聞・出版・放送番組の取材・編集の業務<br/>(4)デザイナーの業務<br/>(5)プロデューサー又はディレクターの業務<br/>(6)コピーライターの業務<br/>(7)システムコンサルタントの業務<br/>(8)インテリアコーディネーターの業務<br/>(9)公認会計士の業務、弁護士の業務、税理士の業務等</p> <p>労使協定において、対象業務の遂行に必要とされる時間を定めるにあたっては、1日あたりの時間数を定めることになる</p> | <p>対象業務とは<br/>事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であつて、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に關し使用者が具体的な指示をしないこととする業務</p> <p>企画業務型裁量労働制を導入できる事業場<br/>(1)本社・本店である事業場<br/>(2)次のいずれかに掲げる事業場<br/>①当該事業場の属する企業等に係る事業の運営に大きな影響を及ぼす決定が行なわれる事業場<br/>②本社・本店である事業場の具体的な指示を受けることなく独自に、当該事業場に係る事業の運営に大きな影響を及ぼす事業計画や営業計画の決定を行っている支社・支店等である事業場</p> <p>※個別の製造等の作業や当該作業に係る工程管理のみを行っている事業場や本社・本店又は支社・支店等である事業場の具体的な指示を受けて、個別の営業活動のみを行っている事業場は、企画業務型裁量労働制を導入することはできない</p> <p>使用者は、決議が行われた日から起算して6箇月以内に1回、及びその後1年以内ごとに1回、対象業務に従事する労働者の労働時間の状況、健康及び福祉を確保するための措置の実施状況、同意及びその撤回の実施状況について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない</p>  | <p>対象業務とは<br/>高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高ないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせることとする業務</p> <p>対象となる労働者の範囲(次のいずれにも該当する労働者)<br/>(1)使用者との間の書面等による合意に基づき職務が明確に定められていること<br/>(2)労働契約により使用者から支払われる賃金の額を1年間当たりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与額の3倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額(1,075万円)以上であること</p> <p>健康管理時間とは<br/>対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために、対象労働者が事業場内にいた時間と事業場外において労働した時間との合計の時間<br/>①インターバル措置<br/>労働者ごとに始業から24時間を経過するまでに11時間以上の継続した休息時間確保し、かつ、深夜労働をさせる回数を1箇月について4回以内とすること</p> <p>②健康管理時間の上限措置<br/>1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1箇月について100時間又は3箇月について240時間を超えない範囲内とすること</p> <p>③連続休日確保措置<br/>1年に1回以上の継続した2週間(労働者が請求した場合は1年に2回以上の継続した1週間)について休日を与えること</p> <p>④臨時の健康診断措置<br/>1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1箇月あたり80時間を超えた労働者又は申出があった労働者に臨時健康診断を実施すること</p> |  |